



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 468 和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (防災企画課) ..... 1
- 469 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料(管財課) ..... 4
- 470 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) ..... 4
- 471 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課) ..... 5
- 472 クリーニング所の業務従事者講習の指定 ( " ) ..... 5
- 473 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課) ..... 6
- 474 " ( " ) ..... 6
- 475 指定自立支援医療機関の変更 ( " ) ..... 6
- 476 " ( " ) ..... 6
- 477 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) ..... 7
- 478 保安林の指定の解除 (森林整備課) ..... 7
- 479 保安林予定森林 ( " ) ..... 7
- 480 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課) ..... 8
- 481 基本測量の終了 ( " ) ..... 8
- 482 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 9
- 483 道路の供用開始 ( " ) ..... 9
- 484 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 9
- 485 昭和55年和歌山県告示第248号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 ( " ) ..... 10
- 486 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 10
- 487 " ( " ) ..... 10
- 488 教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) ..... 10

### ○ 公告

- 入札公告 (防災企画課) ..... 13
- " (教育委員会) ..... 16

### ○ 監査公表

- 監査公表第17号 ..... 19
- 監査公表第18号 ..... 21

## 告 示

### 和歌山県告示第468号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務

## (2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、一般競争入札の参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

## (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

## (2) 入札公告の日から過去5か年の間に和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務と種類をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国（公団等を含む。）と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## (3) 経済産業大臣から次のア又はイのいずれかの試験の合格認定を受けている担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 情報処理技術者試験（次の（ア）から（シ）までに掲げる試験区分のいずれかに係るものに限る。）

(ア) ITストラテジスト

(イ) システムアーキテクト

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) ネットワークスペシャリスト

(オ) データベーススペシャリスト

(カ) エンベデッドシステムスペシャリスト

(キ) ITサービスマネージャ

(ク) システム監査技術者

(ケ) 情報セキュリティスペシャリスト

(コ) システムアナリスト

(サ) アプリケーションエンジニア

(シ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

イ 情報処理安全確保支援士試験

## (4) 次に掲げる資格をいずれも取得又は保有している者であること。

コンソーシアムにあつては、代表者がこの要件を満たす者であること。

ア 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））

イ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））

ウ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協議会）

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからシまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ソ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格の認定を受けたことを証する書類の写し

タ 2の（4）に掲げる資格を取得又は保有していることを証する書類の写し

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シ及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成31年4月26日（金）から同年5月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年5月15日（水）午後4時までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年4月26日（金）から同年5月23日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は平成31年5月23日（木）午後4時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

## 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

## 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成31年5月28日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

## 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年6月11日（火）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第469号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成31年5月1日から施行する。

平成29年和歌山県告示第586号（和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料）は、平成31年4月30日をもって廃止する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 東京都所在行政財産の土地使用料

使 用 目 的		単 位	使 用 料		
			特別区	市	町村
電柱（電話柱を含む。）、支柱、支線		1本1年につき	13,752円	2,508円	48円
水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	2,448円	444円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	6,144円	1,116円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	12,288円	2,244円	48円

## 備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

## 和歌山県告示第470号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成31年4月16日指定した。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	週刊アサヒ芸能 増刊5月11日号	20018-5/11	徳間書店
雑 誌	封印発禁TVDX 2019年春号	68520-94	大洋図書
月 刊 誌	実話ナックルズ 5月号	04877-5	大洋図書
コミック	ビーボーイゴールド 4月号	17779-04	リブレ
コミック	aya 5月号	18815-05	宙出版
コミック	恋愛チェリーピンク 5月号	12080-5	秋田書店
コミック	無敵恋愛エス☆ガール 5月号	08577-5	ぶんか社
コミック	ミニシュガー 5月号	18425-05	秋水社
雑 誌	FRIDAYダイナマイト 3月23日増刊号	22218-03/23	講談社
コミック	恋愛パラダイス 5月号	09675-5	竹書房
コミック	姉aya 2019春号	18816-05	宙出版
雑 誌	臨増ナックルズDX Vol.16	68541-01	大洋図書
雑 誌	封印発禁TVSP Vol.1 悪夢の放送事故100	68541-07	大洋図書

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第471号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所
平成31年8月4日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

## 和歌山県告示第472号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
  - (1) 講習受付期間 平成31年6月20日（木）から同年7月22日（月）まで
  - (2) レポート提出締切年月日 平成31年8月20日（火）
- 3 受講料
 

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

**和歌山県告示第473号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
かわむら医院	海南市下津町下津785-2	川村貴秀	平成31.3.31

**和歌山県告示第474号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
こがね薬局	紀の川市貴志川町国主42-6	嶋本紀久代	平成31.3.31

**和歌山県告示第475号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人琉憲会 ナカイマ整形外科クリニック	岩出市金池389-1	医療機関の名称	仲井間外科・整形外科クリニック	医療法人琉憲会ナカイマ整形外科クリニック	平成29.3.1

**和歌山県告示第476号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	医療機関の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1

**和歌山県告示第477号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業孟子犬飼池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成31年5月7日から同年6月3日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

**和歌山県告示第478号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字生石字瀧谷342-4

## 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 解除の理由 道路用地とするため

**和歌山県告示第479号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字長谷川字込谷1547の4、1547の51、1547の52
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第480号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 処分をする年月日 平成31年4月18日
- 2 処分を受ける者
  - (1) 商号 玉置工務店
  - (2) 代表者氏名 玉置直樹
  - (3) 主たる営業所の所在地 田辺市龍神村甲斐ノ川77番地の2
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
- 4 停止を命ずる営業の範囲  
建設業の営業の全部
- 5 期間  
平成31年4月27日から同月29日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実  
玉置工務店 玉置直樹は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、和歌山県田辺市内で建設業法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に該当しないリノベーション工事を請け負い、建設業を営んだ。  
このことが、同法第28条第2項に該当すると認められる。

**和歌山県告示第481号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正、国土広域情報修正)
- 2 作業期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

**和歌山県告示第482号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字笠田東字室ノ木472番7地先から同町大字笠田中字下嶋19番1地先まで	旧	10.55 } 14.95	365.25	国道24号重用延長 L=365.25
同上	新	12.97 } 19.04	365.25	国道24号重用延長 L=365.25

**和歌山県告示第483号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字室ノ木472番7地先から同町大字笠田中字下嶋19番1地先まで

供用開始の期日 平成31年4月26日

**和歌山県告示第484号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

浦神（5）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	浦神	寒風	1404番1	
2号	”	”	”	水ノ浦	1407番1	

3号	〃	〃	〃	寒風	1405番2	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	1383番	

## 和歌山県告示第485号

昭和55年和歌山県告示第248号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

浦神（5）急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

## 和歌山県告示第486号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3467	岩出市水栖字砂山380番1の一部、386番6の一部	岩出市清水384番地の1 都市開発興業株式会社 代表取締役 平田英生	平成 31. 4. 15	6. 00	64. 63

## 和歌山県告示第487号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3484	有田郡有田川町大字天満字 寺ノ内町687番の一部	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ不動産 代表取締役 藤林正樹	平成 31. 4. 16	6. 00	23. 95

## 和歌山県告示第488号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

## (1) 業務の名称

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務

## (2) 業務の内容

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成31年4月26日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であつて、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）から（11）の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
  - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。
- (10) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。
  - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者
  - イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験合格認定を受けている者
    - (ア) プロジェクトマネージャ
    - (イ) ネットワークスペシャリスト
    - (ウ) データベーススペシャリスト
    - (エ) ITサービスマネージャ
    - (オ) システム監査技術者

(カ) 情報セキュリティスペシャリスト

(キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(ク) システム運用管理エンジニア

ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(11) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票

キ 印鑑証明書

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年分の市町村民税）

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（9）に係る履行証明書

シ 2の（10）及び（11）の要件を満たすことを証する書類の写し

ス 仕様書に定める要件を満たすことを証する書類の写し

セ 作業実施計画書

ソ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、コ、サ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成31年4月26日（金）から同年5月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年4月26日（金）から同年5月10日（金）午

後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年5月13日（月）から同月21日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、平成31年5月21日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成31年6月3日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成31年6月17日（月）までに、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成31年6月20日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度

(2) 業務の名称

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務

(3) 業務の内容

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務仕様書による。

(4) 業務期間

契約日から平成32年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成31年和歌山県告示第468号に規定する和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

## (2) 期間

平成31年4月26日（金）から同年5月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、平成31年5月15日（水）午後4時までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階 防災研修室 205

## イ 入札日時

平成31年6月18日（火）午後1時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成31年6月17日（月）午後4時30分までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、平成31年10月1日以降、消費税等の税率10%の適用により課されることになる消費税額については、消費税等の税率10%の適用が行われた後に契約金額の変更を行う。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

## 15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of Wakayama Prefecture Seismic Intensity Information Network System for transmitting and receiving information

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 18 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 17 June 2019)

(3) Contact point for the notice :

Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2264

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp

---

**入札公告**

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度から平成36年度まで

(2) 業務の名称

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務

(3) 業務の内容

教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成31年和歌山県告示第488号に規定する教育ネットワーク構築・運用及び通信機器等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

## (2) 期間

平成31年4月26日（金）から同年5月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、平成31年4月26日（金）から同年5月10日（金）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 会議室1-A

## イ 入札日時

平成31年6月6日（木）午前10時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年6月5日（水）午後5時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札の方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of the integrated address management system and lease of equipment, 1 set

(2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 6 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 5 June 2019)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3641

FAX 073-432-4517

e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第17号

平成31年2月21日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 和歌山県税事務所

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成29年度の県税収入率は98.0%で、前年度に比し0.4ポイント上昇しており、平成29年度末の収入未済額は、約9億8,775万円と約1億3,133万円減少している。 個人県民税の収入未済額は、県税全体の約48%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項 平成30年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき以下のような取組を行っている。 ア 個人県民税の包括的な徴収対策の実施 個人県民税の徴収強化のため、昨年度に引き続き管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市に対しては効率的な進行管理についての助言を実施し、海南市及び紀美野町に対しては地方税法第48条に基づく県による直接徴収などにより市町の個人住民税に係る徴収活動の支援を行っている。 さらに、市町との緊密な連携を図るため、定期的に会議や研修会等を開催し、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法の情報交換を行ったり、税収確保のための調査及び研究を行っている。 イ 事務所の滞納整理の強化</p>

昨年度に引き続き、具体的な数値での徴収目標や行動目標を掲げ、特に現年課税分の現年中での滞納整理と滞納整理困難事案に対する徹底した滞納処分(搜索、タイヤロック及び公売等)を積極的に実施し、県税収入の確保に一層努めるとともに、滞納された方が今後納期限内に納税するような意識改革に繋がる徴収対策の確立を目指し、効率的かつ効果的な滞納整理を進めている。

2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター  
 監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約2,537万円となっており、前年度末に比し約253万円増加している。                      今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター医事業務委託について、使用料の徴収事務を委託しているが、受託者の調定手続、帳簿の取扱い等に関し和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)にのっとりた事務手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>住民の通行に利用されている県有地(現況道路)があるので、市道への移管に向けて協議を進められたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、生活困窮や虐待等の理由で家庭での養育が困難となった児童を施設に入所措置したことにより発生したものであり、月単位の納入はあるものの、低所得者の増加等により、より厳しい状況となっている。                      このため、個別具体的な事情を考慮しながら文書、電話及び家庭訪問を行い納付指導を行うとともに、生活困窮により迅速な納付が困難な納入義務者においては納付誓約書を徴収するなど時効が成立しないよう注意しながら、粘り強く納付指導を行っている。                      さらに、納付指導に応じない滞納者に対しては、随時財産状況を調査し、子ども未来課及び障害福祉課と協議しながら、法的措置を検討していく。</p> <p>(2) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター医事業務委託については、平成31年度より医事業務委託の契約内容の一部を見直し、委託していた徴収事務を和歌山県出納員又は収納員が行うよう、事務の取扱いを変更した。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>和歌山市への移管に向けて協議を進めている。</p>

3 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金の未収金については、平成29年度末で約2億7万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。                      引き続き未納者の収入状況等を十分把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 臨時電話回線配線工事業務に係る通信運搬費の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>和歌山競輪場北側の河川管理用通路は、公営競技事務所長が使用者として管理しているが、付近住民の生活道路として利用されている状況であることから、市道への移管等に向けて関係機関と協議を継続されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて接触を図る等弁済指導を行い、消滅時効とならないよう、債権管理を行う。</p> <p>(2) 出納機関へ合議せず支出負担行為を行っていたことについては、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 常時の資金前渡について、直ちに前渡資金出納簿を作成するとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>平成31年度末までの市道等への移管に向け、商工観光労働総務課とともに関係機関(国土交通省及び和歌山市)との協議を継続中である。</p>

4 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 所有特許権等実施契約に基づく実施料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 所有特許権等実施契約に基づく実施料に係る督促については、今後このようなことがないように、和歌山県財務規則第34条第1項の規定に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の未収金については、平成29年度末で約928万円となっており、前年度末に比し約74万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (2) 土木使用料及び港湾施設使用料の債権管理において、延滞金の減免に係る決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 光熱水費等の支払事務について、請求書の紛失等が発生していたので、管理の徹底を図り、今後このようなことのないよう、支払手続を適正に処理されたい。 (4) 清掃及び植栽管理業務について、契約保証金受入前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。 (5) 設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 未納者の現状把握に努めるとともに、文書通知、電話による督促及び催告を組み合わせた滞納整理を行い、未収金の一層の削減を図るよう取り組んでいる。 (2) 今後、延滞金の減免を行う場合は、適正に決裁を取得した上で延滞金の減免を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 毎月の請求書の確認を複数の職員で行うなど、管理の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 今後は、契約前に契約保証金受入を行っているか確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (5) 設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っていたことについては、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第18号

平成31年2月25日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 公益社団法人和歌山県体育協会

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 トップアスリート育成事業及びジュニア活性化推進事業に対する補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 補助金交付先である競技団体に対して、実績報告の際の提出書類に不備がないよう、周知徹底するとともに、本会としても、より厳格な審査を行うよう、関係職員を指導した。</p>

2 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費(附属病院本院患者負担分)の未収金については、平成29年度末で約8,764万円となっており、前年度末に比し約1,068万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 繰越承認に係る科学研究費助成事業の補助金返還において、他大学に配分した分担金の返還を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) レターパックの管理において、受払の状況を記録していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 三葛キャンパス警備業務委託について、契約書に定める警備計画の收受及び承認を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 授業料において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 診療費(附属病院本院患者負担分)の未収金については、専任職員(2名)による電話、文書督促及び訪問による督促を行っていくとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割相談に応じる等により、債権の回収率の向上に努めていく。また、職員による回収が困難な未収金については、弁護士事務所に回収業務を委託し、対応していく。</p> <p>なお、未収金の発生を未然に防ぐために、患者支援センターや病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、公費による救済制度や高額現物給付制度を紹介するなどの対策も引き続き行っていく。</p> <p>(2) 繰越承認に係る科学研究費助成事業の補助金の返還金については、平成30年12月25日に他大学から本学に返還された。</p> <p>今後補助金の返還が生じた場合は、速やかに分担金を配分した機関に返還請求を行い、返還事務を滞りなく適切に行うよう、チェック体制を強化した。</p> <p>(3) 平成30年12月から切手使用簿にレターパックの受払を記載する欄を設け、受払の状況を記録し適正に処理するよう、事務の取扱いを改めた。</p> <p>(4) 契約業者から警備計画書の提出があり、その内容について検証し、承認を行った。</p> <p>(5) 授業料の延滞金については、対象者に請求済みであり、今年度の対象者についても請求している。</p>

3 一般社団法人和歌山県私学振興基金協会

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>貸付事業における償還金の未収金については、平成29年度末で500万円となっており、前年度末に比し100万円減少している。</p> <p>今後も、債務者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>貸付事業における償還金の未収金については、平成29年度末で元金が500万円となっていたが、平成30年12月18日に元金100万円、利息分2万5千円の併せて102万5千円が償還され、現在の未収金は約400万円となっている。</p> <p>現在は貸付事業を実施していないが、未収金については、該当法人から返済計画書の提出を求め、適切な債権管理に努めていく。</p>

4 公益財団法人わかやま産業振興財団

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>設備貸与事業等に係る未収金については、平成29年度末で約1億8,281万円となっており、前年度末に比し約75万円減少したが、依然として多額である。</p> <p>引き続き未収金の回収に向け努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>未収金の回収については、債務者はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、より積極的かつ粘り強い交渉を行っていく。</p> <p>時効の管理に留意し、案件によっては顧問弁護士等と対応を協議し、今後とも債権管理及び回収に努めていく。</p>

5 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>(1) 平成29年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の販売に努められたい。</p> <p>(2) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の未収金については、平成29年度末で約9,860万円となっており、前年度末に比し約1,572万円減少した。 今後、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 岸宮サニータウンの残り1区画については、引き続き早期の販売に取り組んでいく。</p> <p>(2) 県営住宅の家賃等の未収金については、県、公社及び委託管理人の三者がそれぞれ役割を分担し、連携しながら収納に努める。 今後、三者がより一層連携し、未収金の縮減に全力で取り組んでいく。</p>
---	---

6 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟  
 (和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者)  
 監査実施年月日 平成31年1月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県との指定管理運営業務基本協定書に定める次の事項が実施されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 施設賠償責任保険への加入</p> <p>(2) 職員に対する人権研修</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>和歌山県視聴覚障害者情報提供施設の指定管理運営業務委託先である社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟において、指定管理運営業務基本協定書に定める次の事項が実施されていなかったため、適正に指導されたい。</p> <p>(1) 施設賠償責任保険への加入</p> <p>(2) 職員に対する人権研修</p>	<p>注意事項</p> <p>県との指定管理運営業務基本協定書に定める事項で実施されていなかったものについては、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 施設賠償責任保険については、平成30年12月7日、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の施設賠償責任保険に加入した。</p> <p>(2) 人権研修については、平成31年3月14日、午後1時30分から午後5時30分まで、県障害福祉課副課長を講師として、職員に対する人権研修を実施した。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟に対し、指定管理運営業務基本協定書に定める事項について、適正に実施するよう指導した。</p>